

高知県公報

発行所
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正（漁業管理課） (11・30掲示)	1
◎告示（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止）の一部改正（ " ） (")	2
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	3
○都市計画の変更（都市計画課）	3
○建築基準法による道の指定の廃止（建築指導課）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め（ " ）	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（11・25掲示）	5

告 示

高知県告示第1024号の2

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和3年11月30日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

4の(3)のオ及びカの(ア)中「1月15日から3月15日まで」を「1月15日から3月14日まで」に改め、4の(3)のキ中「5直線」を「7直線」に改める。

5の(1)の表中「周年」を「12月1日から翌年5月31日まで」に改める。

8の(1)の表中

「 0 」

を 「 2 」

に改める。
13の(1)の表中「8」を「12」に改める。

高知県告示第1024号の3

令和3年11月高知県告示第938号(高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。

令和3年11月30日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

1の表中

操業区域7 (1)	11月1日から翌年6月30日まで	定めなし	定めなし	11	定めなし
操業区域7 (2)					

を

操業区域7	11月1日から翌年6月30日まで	定めなし	定めなし	11	定めなし
-------	------------------	------	------	----	------

に、

10月1日から翌年3月31日まで
10月1日から翌年3月31日まで

を

10月1日から翌年3月31日まで
11月1日から翌年5月31日まで

に改める。

3の(7)を次のように改める。

(7) 操業区域7(高知県漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,027号の漁場区域)

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点丙 香南市夜須町手結崎灯台

基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸渚県漁場基点

- ア 丁から乙を見通した線から右に58度36分の線上丁から507メートルの点
- イ 丁から乙を見通した線から右に50度57分の線上丁から448メートルの点
- ウ 丁から乙を見通した線から右に13度5分の線上丁から678メートルの点
- エ 丁から乙を見通した線から右に9度47分の線上丁から811メートルの点
- オ 丁から乙を見通した線から右に8度49分の線上丁から898メートルの点
- カ 乙から丁を見通した線から左に28度36分の線上乙から1,066メートルの点
- キ 乙から丁を見通した線から左に16度21分の線上乙から581メートルの点
- ク 乙から丁を見通した線から左に51度38分の線上乙から487メートルの点
- ケ 丙から真方位352度29分の線上丙から551メートルの点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- (ア) 区画漁業権の漁場区域
- (イ) アイを結ぶ直線、イウを結ぶ曲線(ケを中心とする半径275メートルの円弧)、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクを結ぶ5直線並びにクア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

高知県告示第1040号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年11月22日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年12月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和3年10月30日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域
長岡郡大豊町大滝地内

高知県告示第1041号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年12月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
宿毛都市計画道路（1・5・1号宿毛中央線及び1・6・2号宿毛新港インター線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
宿毛市和田字カラコログチ並びに字音ヶ谷、字音ヶ谷山、字唐河谷山、字箕腰谷、字カヤ刈場、字東小峠、字小峠山、字西小峠、字船ヶ谷、字松ノ木山、字隠レ館口、字生養院、字蔭平山、字北脇屋敷、字土居屋敷、字村岡屋敷、字竹ノ後口及び字水越しの各一部
宿毛市二ノ宮字宮ノハナ、字中スカ、字平井下、字大車田、字平井上、字堂面、字谷口、字ワラビ尾、字瀧ノ下、字坂本及び字庚申ノ尾山の各一部
宿毛市宿毛字金毘羅山、字ミヨマスノタニ、字本毛谷、字西本城山、字姥ヶ谷、字タコヲチヒラ、字石神谷山、字石神谷セイ元、字大谷山、字願成寺山、字願成寺、字貝塚山及び字藤ノ尾の各一部
宿毛市貝塚の一部
宿毛市錦字ヤキヤ谷並びに字兵庫岩、字カナツキ松、字栗木ノ山、字池ノ谷、字大澤山、字次郎杖、字井流ノ谷、字小越山、字小越、字姫錦、字小錦山、字小串山、字宮ノ前、字新城、字走り下山及び字松ヶ左孤山の各一部
宿毛市小深浦字走り下り山、字小越、字太刀打場山、字鳥坂山、字箕ノ腰山、字中谷口、字寺ノ後、字福蔵寺山、字岡ノ

下、字長畑、字沖田、字西又山及び字城山の各一部
宿毛市大深浦字古屋場山、字古屋場、字ツンボウ、字横田、字井流ノ内、字佛ノ峠、字内門山、字南正龍山、字西正龍山、字小田ノ谷山、字古城山、字イノキサコ、字日引山、字音地ノ前、字音地、字久蔵上山、字夏山、字弘畑越山、字本佛山及び字スス王山の各一部
宿毛市権字夏山、字夏山ノ谷、字杉山ノ谷、字深谷、字皿谷、字新林、字石橋ノ下、字庚申平、字松ヶサコ、字三本松、字柿本、字マガリサコ、字カキノ内、字カキノ内山、字新崎山、字上屋式山、字金山、字聖神田、字コヤヶ谷、字北平山、字ワリ田、字丸田、字地蔵ノ尾、字道ノ表、字切タラ山、字向フ畑、字橋ノ下、字ツエノ谷、字大樺口及び字濱ノ下の各一部
宿毛市宇須々木字ヨチ畑山、字東北平、字岩水畑、字栗ノ木谷、字鹿ノ角、字車瀬、字野中ノ谷、字下リサコ、字大サコ及び字西北平の各一部

3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び宿毛市都市建設課

高知県告示第1042号

昭和53年9月高知県告示第497号（道の中心線からの水平距離の指定）で建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定した道のうち、次の道の指定を廃止する。

令和3年12月10日

高知県知事 濱田 省司

451 南国市東崎1058番地先から南国市東崎1376番2地先に至る延長10メートル幅員2.7メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四万十市利岡土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和3年12月10日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	下岡 熊彦	四万十市利岡1046番地
〃	林 哲雄	〃 〃 201番地
〃	地曳 克介	〃 〃 715番地
〃	渡辺 昌彦	〃 〃 1139番地
〃	渡邊 蒔子	〃 〃 1067番地
〃	尾崎 眞記	〃 〃 766番地
〃	垣内 秀木	〃 〃 763番地
監事	下西 良和	〃 〃 738番地
〃	渡邊 準	〃 〃 1211番地
〃	山岡 英雄	〃 〃 1137番地

(就任)

理事	下岡 熊彦	四万十市利岡1046番地
〃	林 哲雄	〃 〃 201番地
〃	地曳 克介	〃 〃 715番地
〃	渡辺 昌彦	〃 〃 1139番地
〃	渡邊 蒔子	〃 〃 1067番地
〃	尾崎 眞記	〃 〃 766番地
〃	垣内 秀木	〃 〃 763番地
監事	下西 良和	〃 〃 738番地
〃	渡邊 準	〃 〃 1211番地
〃	岡澤 弘之	〃 〃 174番地 4

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業北川地区（二タ又換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年12月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
（1）換地計画書の写し
（2）現形図及び換地図
- 2 縦覧期間
令和3年12月10日から令和4年1月14日まで
- 3 縦覧場所
北川村役場
- 4 その他
この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第18号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
別記様式第1号中

「 高知県公安委員会殿 (警察署長経由) 」
を
「 高知県公安委員会 様 (警察署長経由) 」
に、
「申請者 住 所
氏 名 ㊟」
を
「 申請者 住所
氏名 」
に、
「
電話
()」
を
「
電話番号 () - 」
に改め、同様式注を次のように改める。
注 1 申請する車両が2台以上の場合、「除外の指定を受けようとする車両」欄の記入事項を別紙として添えてください。
2 通行許可を受けようとする規制路線及び区間が2以上ある場合は、「通行許可を受けようとする規制路線及び区間」欄の記入事項を別紙として添えてください。
3 ※印欄は、記入しないでください。
別記様式第2号中
「 高知県公安委員会殿 (警察署長経由) 」
を
「 高知県公安委員会 様 (警察署長経由) 」
に、
「申請者 住 所
職 業
氏 名 ㊟
(事業所名)
電話 () 番」
を
「 申請者 住所
職業
氏名
(事業所名)
電話番号 () - 」
に改め、同様式注を次のように改める。
注 申請する車両が2台以上の場合、「車両(登録)番号」欄の記入事項を別紙として添えてください。
別記様式第3号注を削り、同様式に備考として次のように加え

る。
備考 緑線の色は、黄色とする。
別記様式第6号中
「 警 察 署 長 殿 」
を
「 警察署長 様 」
に、
「 申 請 者 住 所
氏 名 ㊟」
を
「 申請者 住所
氏名 」
に改め、同様式注を削る。
別記様式第7号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削る。
別記様式第9号中「殿」を「様」に、
「届出者 住 所
氏 名 ㊟」
を
「 届出者 住所
氏名 」
に改める。
別記様式第10号中「殿」を「様」に、
「申請者 住 所
氏 名 ㊟」
を
「 申請者 住所
氏名 」
に改める。
別記様式第11号及び別記様式第11号の3中「殿」を「様」に、
「届出者 住 所
氏 名 ㊟」
を
「 届出者 住所
氏名 」
に改める。
別記様式第14号から別記様式第14号の5までの規定中「殿」を「様」に改める。
別記様式第14号の6中
「 高 知 県 公 安 委 員 会 殿 」

を
「 高知県公安委員会 様 」
に改め、同様式備考1中「記載して」を「記入して」に改め、同様式備考2中「県収入証紙」を「高知県収入証紙」に改め、同様式備考4中「※印欄には、記載しないで」を「※印欄は、記入しないで」に改める。
別記様式第15号中「殿」を「様」に、
「住 所
氏 名
生年月日」
を
「住所
氏名
生年月日」
に、
「講習手数料証紙」を「高知県収入証紙」に、「県収入証紙」を「高知県収入証紙」に、「記載して」を「記入して」に、
「(3) 認印
(4) 筆記用具」
を
「(3) 筆記用具」
に改める。
別記様式第15号の2中「殿」を「様」に、「記載して」を「記入して」に、「県収入証紙」を「高知県収入証紙」に、「※印欄には、記載しないで」を「※印欄は、記入しないで」に改める。
別記様式第15号の3中
「 高知県公安委員会殿 」
を
「 高知県公安委員会 様 」
に、
「講習手数料証紙ちょう付欄」
を
「高知県収入証紙貼り付け欄」
に改める。
別記様式第15号の4中「殿」を「様」に改める。
別記様式第15号の6中「殿」を「様」に、「明りょうにかい書で記載して」を「明瞭に楷書で記入して」に、「県収入証紙をはり付けて」を「高知県収入証紙を貼り付けて」に、「※印欄には、記載しないで」を「※印欄は、記入しないで」に改める。
別記様式第15号の7中「殿」を「様」に、「記載して」を「記入して」に、「県収入証紙」を「高知県収入証紙」に、「※印欄には、記載しないで」を「※印欄は、記入しないで」に改める。
別記様式第15号の8中「殿」を「様」に、
「住 所
氏 名

「生年月日」
を
「住所」
氏名
生年月日」
に、「記載して」を「記入して」に、「下の講習手数料証紙貼り
付け欄」を「下の高知県収入証紙貼り付け欄」に、「県収入証
紙」を「高知県収入証紙」に、
「講習手数料証紙貼り付け欄」
を
「高知県収入証紙貼り付け欄」
に改める。
別記様式第16号から別記様式第18号までの規定中「殿」を
「様」に改める。
別記様式第19号表面及び別記様式第19号の2表面中「殿」を
「様」に改め、「㊟」を削る。
別記様式第23号中「殿」を「様」に、
「使用者の住所
氏名
会社名」
を
「使用者住所
氏名
会社名
電話番号（ ） - 」
に、
「※
教習
担当
者印」
を
「※
教習
担当
者名」
に改め、同様式注を次のように改める。
注 1 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んで
ください。
2 ※印欄は、記入しないでください。
別記様式第24号中
「高知県公安委員会 殿」
を
「高知県公安委員会 様」
に、

「申請者住所
氏名」
を
「申請者住所
氏名」
に改め、同様式注を次のように改める。
注 ※印欄は、記入しないでください。
別記様式第25号中
「高知県収入証紙はり付け箇所」
を
「高知県収入証紙貼り付け欄」
に、
「高知県公安委員会 殿」
を
「高知県公安委員会 様」
に、
「使用者住所
会社名
氏名
電話番号（ ） - 」
を
「使用者住所
氏名
会社名
電話番号（ ） - 」
に改め、同様式注を次のように改める。
注 この申出書は、受講当日に受講者が持参し、受付に提出して
ください。
別記様式第26号中「殿」を「様」に、
「住所
氏名
生年月日」
を
「住所
氏名
生年月日」
に、「記載して」を「記入して」に、
「(4) 認め印
(5) 筆記用具」

を
「(4) 筆記用具」
に改める。
附 則
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この規則による改正前の高知県道路交通法施行細則別記様式
は、この規則による改正後の高知県道路交通法施行細則の規定
にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第112号
平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の
長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長
を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正
する。
令和3年11月25日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
1 病院の表中「高知市下島町11番地」を「高知市下島町106
番地」に改める。
2 老人ホームの表中「高知市下島町11番地7」を「高知市下
島町124番地1」に改める。